

■ 外国語活動 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 高学年から、段階的に文字を読むこと、書くことを加え、教科（年間70単位時間）として系統性を持たせた指導を行うことを踏まえ、中学年から、聞くこと、話すことを中心とした外国語活動（年間35単位時間）を導入し、外国語に慣れ親しませ、外国語学習への動機付けを高める。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

【外国語活動の見方・考え方】

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。

- ・外国語教育において育成を目指す資質・能力を明確にした上で、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から、国際的な基準を参考に、小・中・高等学校で一貫した、領域別の目標を設定した。外国語活動においては、聞くこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表] の三つの領域において英語の目標を設定している。

(2) 内容構成の改善

- ・「(1) 英語の特徴等に関する事項」を知識及び技能として、「(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項」を思考力、判断力、表現力等として、言語活動や言語の使用場面、言語の働きの例を「(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項」として整理した上で、知識及び技能に示す事項を活用して、言語活動を通して、思考力、判断力、表現力等を指導することとした。

(3) 学習内容の改善

- ・知識及び技能については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませるようにすることとした。
- ・思考力、判断力、表現力等については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うこととした。

(4) 学習指導の改善・充実

- ・言語活動で扱う題材についても、我が国の文化や、外国語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする事とした。
- ・外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて友達とのかかわりを大切にした体験的な言語活動を行うこととした。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- (1) 附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第4章の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕〔知識及び技能〕(1)イ(ア)及び2〔第3学年及び第4学年〕(3)①に規定する事項は必ず指導するものとする。
- (2) 改正省令附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第4章に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の英語2〔第5学年及び第6学年〕のうち、〔知識及び技能〕(1)ア、イ(ア)、エ(ア)e及びf、エ(イ)並びに(3)①イ及びオに規定する事項は必ず指導するものとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

① 第3・4学年

- ・新たに年間15単位時間を確保し、外国語活動を実施する。
- ・高学年との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
- ・教材は、文部科学省が開発している新学習指導要領に対応した教材から必要な内容が配付される。

② 第5・6学年

- ・新たに年間15単位時間を加え、50単位時間を確保し、外国語活動を実施する。
- ・外国語活動の内容に加え、外国語科の内容を取り扱う。外国語科の内容については、中学校との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
- ・教材は、Hi, friends! や、文部科学省が開発している新学習指導要領に対応した教材から必要な内容が配付される。

(2) 学習指導上の留意事項

- ・移行措置内容は、文科省から示される。また、当該内容を指導する際に活用できる教材及び当該教材を活用する際の指導案や指導書が文部科学省から配付される。
該教材を活用する際の指導案や指導書が文部科学省から配付される。

(3) 学習評価の取扱い

- ・移行措置における第3学年及び第4学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- ・移行期間における第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
平成30年度			15	15	50	50
平成31年度			15	15	50	50
平成32年度 (全面実施)			35	35		

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 中学年の外国語活動導入の趣旨と改訂の要点</p> <p>1 中学年の外国語活動の導入の趣旨 (「I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項」参照)</p> <p>2 改訂の要点 (「I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項」参照)</p> <p>II 目標及び内容</p> <p>1 外国語活動の目標</p> <p>第1 目標 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことと言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p>	<p>■「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは、 外国語によるコミュニケーションの中で、</p> <p>①どのような視点で物事を捉えるか ②どのような考え方で思考していくのか</p> <p>①は、「外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉える」ことに、 ②は、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築する」ことに対応する。</p> <p>■①、②についての具体（補足）</p> <p>①を、「外国語やその背景にある文化の理解の仕方」と、②を「表現するまでに、頭の中で思考している思考の仕方」と捉え直してみる。</p> <p>例えば①は、I like ～は「～が好きである」というように、英語に対して日本語を当てはめて理解させる方法ではなく、目的や場面、状況等の中で、その表現が使うのに最適であると児童が考えて使用できるようにすることを指している。</p> <p>また、②は、『自己紹介』をするから名前・年・好きなことの3文で言ってみよう」と指導するような方法ではなく、『自己紹介』をするには、どんな内容を相手に伝えればよい?と、児童に尋ねながら内容や表現を構築させていくような指導のことである。</p>

(1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。

■「見方・考え方」と「主体的・対話的で深い学び」との関わり

外国語によるコミュニケーションの一連の過程を通して、このような「見方・考え方」を働かせながら、自分の思いや考えを表現することなどを通じて、児童の発達の段階に応じて「見方・考え方」を豊かにすることが重要である。この「見方・考え方」を確かで豊かなものとする中で、学ぶことの意味と自分の生活、人生や社会、世界の在り方を主体的に結び付ける学びが実現され、学校で学ぶ内容が、生きて働く力として育まれることになる。さらに、こうした学びの過程が外国語教育の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながる。その鍵となるものが、教科等の特質に応じた「見方・考え方」である。

■外国語活動における「知識及び技能」

外国語活動における「知識及び技能」を体験的に身に付けることに関わる目標として掲げている。改訂前の高学年における外国語活動の目標は三つの事項を柱としていたが、今回の改訂では、(中略)「日本語と外国語との音声の違い等への気付き」を「知識及び技能」に追加し、(中略)、段階的に高学年の外国語科や中・高等学校における外国語学習につながるようにしている。

「外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみ」とは、児童の柔軟な適応力を生かして、高学年以降の外国語学習における聞く力や話す力につなげるものとして、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことを示している。

(中略)子供たちは、言葉の大切さや豊かさ気付くからこそ、学んだ言葉を使って人とコミュニケーションを図ろうとし、また、日本語と外国語との音声の違い等に気付くからこそ、日本語とは違う外国語のリズムや発音などをより楽しみながら発音することになる。更に外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいるからこそ自信を持って言語活動に臨めるのである。

■生きて働く「知識及び技能」の具体(補足)

例えば、授業の課題提示の場面で、教師が、「今日は友達と好きな色を尋ね合う活動をするから、Do you like～?を使うよ。まず練習してみよう。」と指導を進めるのではなく、本時までに十分に慣れ親しんだ「Do you like～?」という表現やred, blue等の語彙を、児童が目的や場面、状況等に応じて自ら思考・判断して活用しようとする「知識及び技能」を、「生きて働く」ものとする。

(2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

(3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

■「学びに向かう力、人間性等」とは、
「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」

■「相手に配慮しながら」
高学年の外国語科では、「他者に配慮しながら」となっているのに対して、外国語活動では、初めて外国語に触れることや、発達段階からコミュニケーションの対象は、目の前の相手と限定したことから「相手」となっている。

■「学びに向かう力、人間性等」は、
「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を一体的に育成する過程を通して育成する必要がある。

■「積極的に」から「主体的に」へ
改訂前は、「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」としていたが、今回の改訂で、「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」としたことに留意する必要がある。
改訂の理由として、「積極的に」を、「元気いっぱい」「何度も挙手をして」とやや偏った見方で児童を称賛してきたという経緯がある。たとえおとなしい児童にも「主体的な」児童はいる。単に積極的な態度のみならず、学校教育外においても、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとする態度を養うことを目標としているのである。

第2 各言語の目標及び内容等

英語

1 目標

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、聞くこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表] の三つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。

(1) 聞くこと

ア ゆっくりはっきりと話された際に、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取るようにする。

イ ゆっくりはっきりと話された際に、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が分かるようにする

■「文末の表現（全体として）」
・中学年…「～するようにする」
・高学年…「～できるようにする」
※ただし、「読むこと イ」のみ、「～が分かるようにする」である。「～できるようにする」という到達目標が、児童にとって難しいと判断するためである。

■聞くこと ア
・高学年…「ゆっくりはっきりと話されれば」、「自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を」

■聞くこと イ
・高学年…「ゆっくりはっきりと話されれば」、「日常生活に関する身近で簡単な事柄について、具体的な情報を聞き取ることが」

ウ 文字の読み方が発音されるのを聞いた際に、どの文字であるかが分かるようにする。

(2) 話すこと [やり取り]

ア 基本的な表現を用いて挨拶、感謝、簡単な指示をしたり、それらに応じたりするようにする。

イ 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うようにする。

ウ サポートを受けて、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりするようにする。

(3) 話すこと [発表]

ア 身の回りの物について、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

イ 自分のことについて、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

ウ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

2 内容

[第3学年及び第4学年]

[知識及び技能]

(1) 英語の特徴等に関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して、次の事項を体験的に身に付けることができるよう指導する。

(省略)

■聞くこと ウ

・高学年…「ゆっくりはっきりと話されれば、」「日常生活に関する身近で簡単な事柄について、短い話の概要を捉えることが」

■話すこと[やり取り] ア

・高学年…「指示、依頼をしたり、」

■話すこと[やり取り] イ

・高学年…「日常生活に関する身近で簡単な事柄について、」

■話すこと[やり取り] ウ

・高学年…「その場で質問をしたり質問に答えたりして、伝え合うことが」

■話すこと[発表] ア

・高学年…「日常生活に関する身近で簡単な事柄について、」

■話すこと[発表] イ

・高学年…「伝えようとする内容を整理した上で、」

■話すこと[発表] ウ

・高学年…「身近で簡単な事柄について、」「伝えようとする内容を整理した上で、」

■高学年では、英語の特徴やきまりに関する事項として、言語材料を示している。中学年の外国語活動においては、これらの言語材料のうち、中学年の外国語活動の目標を達成するのに適切なものを適宜選択して扱うことが大切である。また、その選択に際しては、中学年の児童の発達の段階に合うよう留意する必要がある。中学年の外国語活動において「言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること」、「日本と外国の言語や文化について理解すること」の事項に分けて示されている「知識及び技能」を体験的に身に付けることが、高学年の外国語科で英語の特徴やきまりに関する事項を身に付けることにつながる。

[思考力, 判断力, 表現力等]

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し, 英語で表現したり, 伝え合ったりすることに関する事項
 具体的な課題等を設定し, コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 情報や考えなどを表現することを通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア, イ省略)

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

(2)に示す事項については, (1)に示す事項を活用して, 例えば次のような言語活動を通して指導する。

ア 聞くこと

(省略)

イ 話すこと [やり取り]

(省略)

ウ 話すこと [発表]

(省略)

② 言語の働きに関する事項

言語活動を行うに当たり, 主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。

ア 言語の使用場面の例

(省略)

イ 言語の働きの例

(省略)

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては, 第5学年及び第6学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら, 次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して, その中で育む資質・能力の育成に向けて, 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際, 具体的な課題等を設定し, 児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら, コミュニケーションの目的や場面, 状況などを意識して活動を行い, 英語の音声や語彙, 表現などの知識を, 三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

(以下, イ〜キ省略)

■ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び指導計画の作成について

(前略) 指導計画の作成に当たっては, 高学年における外国語科や中・高等学校における指導と円滑に接続できるよう語彙や表現, ゲームや活動, 題材や場面設定等の配列を工夫したり, 指導方法や学習環境等を系統的行えるよう配慮したりするなど, 児童の発達の段階や学校・地域の実態に応じて適切に作成していく必要性を述べている。

エ 言語活動で扱う題材は、児童の興味・関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科など、他の教科等で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。

(2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(省略)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(省略)

■「他の教科等との関連」について

例えば、国語科において、易しい文語調の短歌や俳句を音読することと、外国語活動においてチャンツ等を言うことの両方の学習を体験することを通して、そのリズムの違いに気付かせるなどの工夫が考えられる。また（中略）例えば、ヘボン式ローマ字で地名が表記されている観光地の看板等を掲示するなど、地名などは、できるだけ日本語の原音に近い音を英語を使用する人々に再現してもらうために、訓令式の si や ti ではなく、ヘボン式の shi や chi が使われていることを知らせることが考えられる。